

タブレット貸出のガイドライン

令和3年6月16日
袋井市教育委員会

1 目的

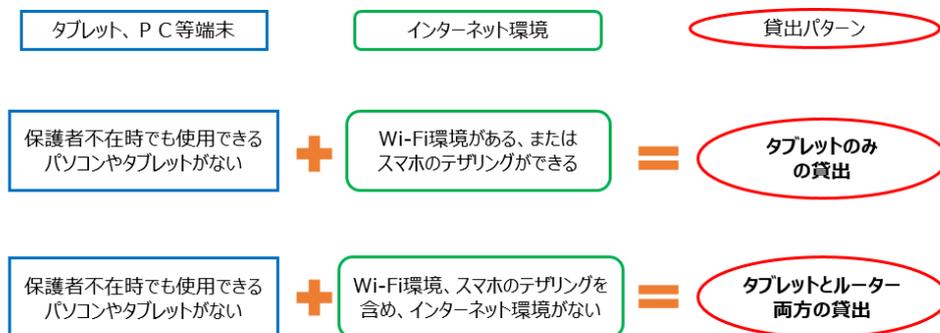
学校での学びと家庭での学びのつながりを大切にし、子どもたちの主体的な学習を充実させるために、家庭学習でのICT活用を推進します。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願い致します。必要な御家庭にはタブレット等の機器を貸し出しますので、その際に必要な内容を示します。

2 必要な物品

家庭学習でのICT活用のため、原則として以下のものが必要になります。

- ・タブレットやPCなどの機器（スマートフォンは画面が小さいため除きます。）
 - ・インターネット接続環境（スマートフォンのテザリングでも可）
 - ・ロイノートやG-Suite、eライブラリなどの個人アカウント（学校より発行）
- インターネット環境状況調査の結果をもとに、chromebookやiPad等のタブレットや、無線通信が可能なルーターを貸し出します。

タブレット貸出の基本パターン



3 費用について

- ・学習用タブレットは無料で貸出をします。ただし、貸出中の過失による機器破損に伴う修理代または買換え代金については、御家庭での負担をお願いすることがあります。
- ・ルーター本体は無料で貸出をします。ただし、インターネット通信に必要な通信料については御家庭での負担をお願いします。

4 利用における遵守事項

(1) 家庭で利用する際には

- ・家庭のインターネット回線（Wi-Fi等）への接続は、御家庭で行ってください。
- ・タブレットの回線接続に関するサポートは、学校では行いません。手順書を参考に実施してください。

- ・学校から指示のあった教材等についての質問は、学校へお問い合わせください。
- ・タブレットを持ち帰った際は、自宅で充電をしてきてください。

(2) 取扱について

- ・タブレットのそばでの飲食は禁止です。(タブレットを机の上に置いたままその机で食事をするなど。タブレットは「防滴」ですが、「防水」ではありません。)
 - ・タブレットは自己管理をし、その利用及び破損・紛失等に注意してください。
 - ・破損等の不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告し指示を仰いでください。
- ※不具合時には、「事故報告書(発生日時・状況・対処・改善策)の提出をお願いすることもあります。

(3) 情報モラルについて

個人アカウント(ユーザーID・パスワード)は、他人に教えてはいけません。また、他人のアカウントを盗み見たり勝手に使用したりしてはいけません。

(4) 禁止事項

- ア USBメモリ等の外部記録媒体の接続および利用を禁止します。(イヤホン、マイク、マウスなどは接続可とします。)
- イ 学校から指示のないファイルのダウンロード、ソフト・アプリのインストールは禁止します。
- ウ 学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込み、写真や動画の配信は禁止します。
- エ 学校やタブレットに関するシステムを調べたりする行為、他人のID等の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷(SNS/掲示板等への投稿)などは禁止します。

5 その他

- ・タブレットは児童生徒の学習用です。LINEやメールは使用できません。また、勝手にアプリをインストールすることができない設定にしています。設定を強引に解除した場合には、どの端末が不正利用をしたか把握できます。警告を受けた場合は、貸出を中止させていただくことがあります。
- ・利用したアプリやインターネットで閲覧した内容は管理側で全て履歴が残ります。御家庭においても、学習のみに利用するよう児童生徒と話をしてください。
- ・モバイルルーターの貸出申請数がルーターの個数を超えた場合には、全員に貸与できない可能性があります。その際は、上級学年から優先して貸し出しをさせていただきますので、御了承ください。

6 申込方法と申込先

別紙同意書を学校まで提出してください。

校内担当 教頭 石井誠一
電話 48-6239